



国中整鳥道一管第119号
国中整倉道管第76号
鳥運総第60号
鳥交規発第379号
第201700204687号
平成29年11月27日

和歌山県トラック協会長 様

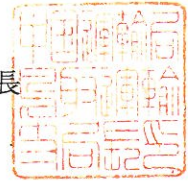
国土交通省鳥取河川国道事務所長



国土交通省倉吉河川国道事務所長



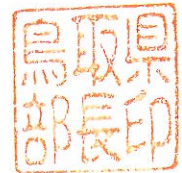
国土交通省鳥取運輸支局長



鳥取県警察本部交通部長



鳥取県県土整備部長



積雪時又は凍結時における自動車の滑り止め装置装着の徹底等について（依頼）

寒冷の候、貴団体におかれましてはますます御活躍のこととお喜び申し上げます。

日頃、道路交通、道路行政には格別の御理解をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、鳥取県内では、平成22年度の豪雪時に国道9号で発生した、大型車両のスリップによる立ち往生を原因の一つとした雪害を教訓に、警察、道路管理者等の関係機関が連携して、情報共有、雪害対策（迅速な通行止め措置による集中除雪を行って早期交通開放を目指すなど）、除雪体制の強化といった各種の取組を行っています。

そうした中、今年の1月、2月に記録的な豪雪が再び鳥取県を襲い、チェーン未装着の大型車がスリップしたことにより大規模な立ち往生が発生し、道路利用者や沿線住民はもとより広域的な人や物の流れにも多大な影響を与えました。

また、積雪した道路上でのチェーン装着時にタイヤに巻き込まれて死亡するという悲惨な事故も発生しました。

このようなスリップによる交通障害の原因となる立ち往生車両の約8割（H25～H28）が冬用タイヤ、タイヤチェーン未装着との調査結果も出ており、今後も同様の雪害や悲惨な事故が発生する懸念があります。

については、積雪時又は凍結時における自動車の滑り止め装置装着の重要性を御理解いただき、貴団体に加盟の事業所に対し、下記について周知徹底していただくよう御協力をお願いします。

記

- 1 冬期の道路走行に当たっては、気象状況及び道路状況をよく確認すること。
- 2 気象状況及び道路状況に応じて、冬用タイヤ、タイヤチェーン等の滑り止め装置を車両に装着することができるように、あらかじめ準備するとともに装着訓練も行うこと。
- 3 積雪時又は凍結時の道路走行に当たっては、あらかじめ全車輪に冬用タイヤ（接地面の突出部が50パーセント以上磨耗していないもの）を装着し、積雪時においては必要に応じて駆動輪にタイヤチェーンを装着するなど滑り止めに効果のある措置を講ずること。

なお、タイヤチェーンの装着に際しては、ダブルタイヤとなっている駆動輪にシングルチェーンを装着するだけでは、十分な効果が得られないと認められることから、ダブルタイヤには必ずダブルチェーンを装着すること。